

平成23年6月2日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成23年6月2日
開会 午後2時 閉会 午後2時41分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 芳滝 仁
副委員長 藤原 孟
委員 小川純文 岡本眞利子 田口廣之 成田年雄 中橋友子
- 4 傍 聴 者 野原恵子 前川雅志 千葉幹雄 小島智恵 増田武夫 谷口和弥
- 5 事 務 局 局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 6 説 明 員 副町長 高橋平明 民生部長 菅好弘 町民課長 川瀬俊彦
国保医療係長 山岸伸雄
- 7 審査事件 別 紙
- 8 審査結果 別 紙

委員長 芳 滝 仁

◇ 審 査 内 容

(14:00 開会)

- 委員長（芳滝 仁） ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

これより議事にはいります。

本日の議題につきましては、本日、本委員会に付託されました議案第38号、「幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例」の審査であります。

審査に入ります前に、各委員にお諮りいたします。担当部局より、説明資料を用意してあるとのことですので、配付してよろしいですか。

(はいの声あり。)

それでは配付をお願いします。

それでは本委員会に付託されました、議案第38号、「幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例」の審査につきまして、提出者の説明を求めます。

- 委員長（芳滝 仁） 民生部長。

- 民生部長（菅 好弘） それでは、議案第38号、「幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明をさせていただきます。

先程、本会議におきまして副町長から議案の説明を行いましたので、各条文の説明は省略しまして、お手元に配付しました資料「子ども医療費助成制度について」により、ご説明させていただきたいと思っております。

乳幼児等医療費助成事業につきましては、現在、北海道医療給付事業にあわせ未就学児の医療費の無料化、また小学生の入院および指定訪問看護にかかる医療費助成を行っているところでありますが、子育て環境の一層の支援を図るべく、平成23年10月1日から小学校卒業までの医療費の無料化を実施するものであります。資料1をご覧くださいと思いますが、はじめに医療費の助成制度につきまして、現行、すなわち改正前と平成23年10月1日からの改正後の制度の概要であります。対象者につきましては改正前と同様に、12歳に達する日以降、最初の3月31日まで、いわゆる小学校卒業までを対象としています。対象者の所得要件といたしましては、児童手当法に準拠し高額所得者に扶養されています子どもにつきましては、現行制度同様に医療費無料化の対象外とするものであります。

次に助成対象となります医療費であります。改正後につきましては入院時の食事療養費標準負担額を除いて全ての医療費について、助成対象とし実質医療費無料化とするものであります。

次に資料2のほうをご覧くださいと思います。現行制度であります0歳から就学前児につきましては、上段点線部分であります。通院及び入院につきましては、実質医療費は無料化されておりますが、下段の太点線枠の部分、この度の改正となります小学生の部分であります。はじめに通院にかかります医療費につきましては、現行住民税課税世帯及び非課税世帯、ここでは自己負担が3割となっております。この度の改正によりまして、自己負担3割分を町単独で助成し無料とするものであります。次に入院であります。住民税課税世帯におきましては現行制度では自己負担3割分につきまして、道1割、町1割を助成し自己負担1割をご負担いただいておりますが、改正により町が自己負担分1割を拡大助成し、道1割町負担2割を助成し、実質無料化とするものであ

ります。なお、住民税非課税世帯におきましては、現行制度において既に無料化されているところでありますので、今改正による変更はありません。以上が子ども医療費助成制度の内容となりますけれども、本改正によりまして実質小学校までは医療費の無料化となりますことから、子育て世代にかかる経済的な負担の軽減が図られ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの充実、さらには定住面におきましても波及効果として現れてくるものではないかと、期待をするところであります。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

- 委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、これより議案第38号に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願ひます。小川委員。
- 委員（小川純文） 今、説明の中と今日の議会の中で配られた資料にもあったのですが、児童福祉法の対象者の所得要件というところで、児童手当法の特例給付の遵守というところで、今の説明の中でも高額所得という中であつたと思うのですが、それがあつたということは、ちょっと例外の方がでてくる要件があるのかなど。ここでも第3条の4項ですか、所得の額が規定で定める額以上である保護者、という部分があるんで、ちょっとここら辺の中身ですが、所得要件の基準ですかこれにまつわる、そこら辺をまず第1点としてお知らせいただきたいと思ひます。
- 委員長（芳滝 仁） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） いわゆる一定以上の所得以上の高額者につきましては、所得制限ということで、医療費の助成制度を受けることができないということでありまして、その制限額はどのくらいかということでありますけれども、それにつきましては児童手当法の施行令がありますけれども、そこの中の金額と合わせております。一例を申しあげますと、扶養親族一人の場合につきましては570万円の所得ということになります。二人の扶養親族ということになりますと、38万円を足した形になりますので608万円の所得以上の方、ということになろうかと思ひています。
- 委員長（芳滝 仁） 小川委員。
- 委員（小川純文） 今、一人、二人という扶養者の関係が出てきたんですけども、この条項でいきますと、子どもの生計を主として維持するもの、という書き方をされているんですね。色んななんというんですか、例えば夫婦共働きで二人のというか、例えば僕らみたいに自営業者であると一家全部の収入を見て加算されるものと、この主たる生計を維持するものに限るといふ、ここの部分はどういう意味なんでしょうか。
- 委員長（芳滝 仁） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） 実質的に扶養しているものの所得で、判定するということでありますので、例えばその世帯の中に複数の所得者がいても合算されることは、無いということですよ。
- 委員長（芳滝 仁） 小川委員。
- 委員（小川純文） それであれば、570万円とか608万円とか説明されたのですが、これは根拠が変わってくることになるんですか。扶養人数とか家族数で変わるんですかこれは。細かい部分はいいんですけど、所得制限に関わる部分であたらぬ人が出てくるんですね。先般の新聞紙上等でも、全額支給開始ということで、例外条件といふのはあまり表にでていないことですから、小学生の持っている親の方は誰しもが、当たると思

っているんですよ、ある意味では。所得要件に、自営の方なんかは割りとかかりやすい、所得の中では計算上あがってくるという条項もあると思いますので、今、事務局の中で試算をされている中で、この条例新しい改正の中で、小学生全町にいますよね、その中でこの要件に当てはまらない戸数といいますか、人数というか多分積算をされていると思いますので、その辺の内情も教えていただけたら。

○ 委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○ 町民課長（川瀬俊彦） 推計ということになりますけれど、22年の7月にですね受給者証交付いたしますので、そのときのデータといたしまして、所得制限に該当した方はそのとき24人いました。対象者に対しまして約2%ぐらいの割合ということになります。

それから小学生につきましては、23年5月1日現在、1623人ですので概ね2%ぐらいが該当すると考えますと約33人くらいと見込まれます。小学生の分33人と就学前のお子さん約24人くらい、合わせて57人くらいが所得制限の該当になるのではないかと、現在のところ見込んでおります。

○ 委員長（芳滝 仁） 小川委員。

○ 委員（小川純文） それであれば今日の報告でありました補正予算ですか、10月から施行されるということで、補正予算の資料に目を通した時に、2300万円でしたか補正予算が組まれていると思うんですが、それは今説明がありましたみたい1600人程度分ということになりますよね。そうなってくると、例えば所得制限がなくて、本年度でいけば毎年2%程度の方々のそれを負担したときに、どのくらいかかるもんですか。

○ 委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○ 町民課長（川瀬俊彦） 概ねなんですけど、220万円程度というふうに思っています。

○ 委員長（芳滝 仁） 小川委員。

○ 委員（小川純文） 先般、協議をした国保の負担金、国保税の関係でいくと累計的に所得に応じて、段階的に上がっていきますよね。この場合は、所得によってゼロか負担かの、要するに所得制限という一つの金額の、この金額のぎりぎりのラインでいくと、下であればゼロであるけれど、極端な場合一円でも超えると受けられない、というゼロか100の世界になってしまう。段階的措置がないという状態で、ありますよね。国の子ども手当てというのは、所得制限なしでいきましたよね。子どもを社会全体で育てよう、ということになったと思うのですが、これは町の財政ですから、まだ僕らも分からないんですけども、その分、町の財政から拠出をしていくとなったときに、200万円程度係るという中で、所得制限設けるべきなのか、それを撤廃して全子どもに対して医療費の助成をしていくべきなのか、というところの一線をできれば協議して、そこの金額の一線でそれが変わるということは、一番子育て世代が一番その、例えば幕別町の勤労者として来て欲しい、他の町村から見ても。他の町村がそういう所得制限を設けているのか、設けていないのか。その辺も含めてお答えいただければ、と思います。

○ 委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○ 民生部長（菅 好弘） 今回の改正にあたりまして、所得制限を設けるかどうか、ということは非常に私たちも検討を重ねた部分であります。他の町村はどうかということになりますと、所得制限を設けずに実施しているところもありますし、それから所得制限をそのまま定めている、ということもあります。そのような状況の中で、私たちは

今回の医療費の助成は、子育て支援という考え方が一つありますけれども、もう一つは財源の問題ではないんですよね。全員に該当させたら220万円で済むから、それはやるべきじゃないかという財源論の話ではなくて、一つは医療費の助成というものが、私たちの考え方は福祉政策というものが、一つのベースの中にあるものではないのか、という判断をしております。子育て支援という一つの中にも3つありまして、給付という考え方、それから施設的なものの整備ですね、それからサービス提供というやり方と、ありますけれど今回の場合は、医療費助成ですから給付ということになりまして、こういったときにはですね、福祉的な政策ということであれば、所得の再配分という考え方は、当然残ってくるんだらうと。そういうことから、児童手当の制度の時には所得制限が設けられていた。それから他のいろんな福祉制度の中でも、所得制限というのが国の考え方の中でも定まってきたというところがあります。子ども手当が出た時に国のほうでは、所得制限を無く実施をしたというところから、それが果たしてどうなのか、ということが国会のほうでも所得制限を設けるべきか、設けないべきかという議論が今行われていて、それが中々、10月までは子ども手当でいきますけれど、それ以降についてはどうなるかわからない。すなわち、その辺の判断ですね、国のほうでも色々分かれている、という状況にあるということを思いますと、私のほうとしてはですね、政策的な基本的な考え方としては、所得制限というのはやむを得ない、考え方ではないかと考えて所得制限を設けた、というところがございますのでご理解をいただきたい。

○ 委員長（芳滝 仁） ほかに。小川委員。

○ 委員（小川純文） 今、福祉的政策だということで、お話されたんでまあ、近辺の世論でいきますと、子ども手当がどうしても全額所得制限なしということで、非常にこれが広がっているものですから、一般的には新聞にもこの前書いてあったように、皆がこの制度にのれるというふうに、特に子どもとつくと、言い方が適切でないかもしれないけれども、特例がないけれどそういう流れが総体的にある中で、できうればやはり子育てという観点にいけば、これらの条項は所得制限というものはできれば、なければ均一な、所得にはよりますけれど均一な住民サービスであり、子育て支援の一番の基本になるのではないかと、私は考えるところですけど、他の皆さんの意見がどうか分かりませんので、そういうふうにできればお考えいただければ、非常にありがたいと考えます。

○ 委員長（芳滝 仁） 他に質疑のある方。中橋委員。

○ 委員（中橋友子） 関連します。小学校卒業までの医療費の無料化ということで、これまで前期の議会の中でも、充分時間をかけて議論をし、小学校卒業まで実現ということで、非常に喜ばれています。すごい英断だったと思います。その点では評価をしますが、ただ今もお話がありましたように、実は平成20年の改正の時に、このときにも所得制限を設けるのがどうなのだ、という議論をしてまいりました。やっぱり、今回もそれは生かされなかったんだな、というふうに正直喜びは大きいんですが、その部分では残念に思います。といいますのは、福祉政策だからあくまでも医療費を助成するという考えで、こうなったということではありますけれど、私はやはり町の幕別町の政策として、町づくりの政策、今、定住対策ですとか、それから元気のある活気のある町をつくるか、いろんな手法を講じながらそういう町を築こうとしていますよね。そういった町づくりの視点から言えば、制限があるということよりは、制限をなくして、幕別町は要す

るに医療費については、全面的にバックアップするんだ、そういう町なんだというようなことを、広く知っていただいてそのことの受け止めの効果というのは、大変大きなものがあると思うんですね。そんな効果を考えると、福祉政策からもう一步、福祉政策まで到達するというのは、それはそれですごく大事なことだったと思うんですけど、もう一步踏み出して、町の政策として定住対策、あるいは町づくり政策としてもう一步拡大した医療費助成につなげることができないものか、という思いですがいかがでしょうか。

○ 委員長（芳滝 仁） 副町長。

○ 副委員長（高橋平明） 今回の子ども医療費の助成につきましてはですね、3月の議会で陳情がありまして、その路線を踏まえた結果でもありますし、岡田町長が政策として訴えてきた部分もございます。政策的な判断の基に、これを実施しようとするわけでありまして、十勝管内で言えば一市三町の中では幕別町が率先して小学校卒業まで、まず医療費の無料化をおこなうんだ、ということ施策的に打ち出したわけでありまして。

今、確かに言われるとおり所得制限について、それをそのまま適用させるのか、ということでありまして、ある意味所得制限がなぜあるかといいますと、やはり所得の高い方には応分の負担をしていただきたい、ということもございまして、それは現状どおり残すという考えのもとに、まず子どもというか、乳幼児に対する政策として小学校までの無料化を打ち出す、そういう気持ちでこの政策をご提案しているわけでありまして、確かに所得制限を除いて全員がもらえるようなことが望ましいのかもしれませんが、現状では例えばこの制度だけでなく、ほかの制度にもいろいろ所得制限があるわけがございますから、じゃあここを止めたらほかも止めるのか、という問題も残っております。ですから、そういった意味で今回の提案については、町長が打ち出した政策として、ご理解を賜りたいと考えているところです。

○ 委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○ 委員（中橋友子） 近隣町村の中で先駆けて、小学校卒業までということは、本当に私は評価いたします。だからその点では良かったな、と思っているんです。よかったら、なお全員に納得のいくよいものにしてもらえるのがよいな、という思いでお話するんですけども、いろんなところに所得制限があるというのは、そのとおりなんですけれども、そもそも税の負担の公平化からいいまして、それぞれの所得の高い人たちというのは、もともと所得の税法で、累進課税で高い税を払うという、そういう仕組みからスタートするんですね。ですから、元金となるものの負担、これはいろんなところに使われるんですけども、その負担は収入の高い方はそれなりの負担をされるわけです。

そして政策が出来上がりますよね。その出来上がった政策の中で、負担が高いからといってかかっていくと。本当に高額の何億も所得あるような人たちには、いっぱいいただきたいという思いはありますけれども、この扶養一人で570万円というようなことであればね、ここから一定のいろんな負担が引かれて減収になると、一体どのくらいになっていくのかな、と思いますけれどもそんなに高い基準ではないなと思うんですね。そうになると、220万円、財政の問題でないというならば、もう一つ大きな決断をしていただいちゃってね、そこがなかったらもっとより良い制度だな、というふうに思います。これは考えかたかな。でも、累進課税のところではそうだと思うんですけど、どうでしょうか。

- 委員長（芳滝 仁） 副町長。
- 副町長（高橋平明） 確かに所得の多い方は、それなりの税という形でご負担をいただいているわけですが、あくまでも福祉政策の一環として町として給付を行うわけでありますから、どこかで所得ラインを私は引かざるを得ないと思っております。ただ、それが、今どこかでというのは、国が示している基準が、いわゆる児童手当法による所得基準が一般的という言い方はおかしいかもしれませんが、これを主に使っているわけですし、その額がたまたま今、課長が説明した額でして、それが果たして高いか低いという議論にはなるかと思いますが、町としてはどこかを基準として捉えなければいけませんので、その基準を児童手当法に求めている、ということでご理解を賜りたいと思っております。
- 委員長（芳滝 仁） 成田委員。
- 委員（成田年雄） これはね、所得制限あっても然りじゃないかと思えますよ。やはり、民主党の今までやっているようなバラマキされたら、国民が大変苦勞する。それで、今、皆さん所得制限ないほうが良いといってるけど、所得制限なくても自分の給食費払わない父兄もいるし、そのような問題があるから、あまり町税を使わないように制限を設けてやるべきだと思うがどうでしょう。
- 委員長（芳滝 仁） 説明に対する質疑ということでございますので、説明に対しての質疑、ほかある方いらっしゃいますか。
（ありませんの声あり。）
- 委員長（芳滝 仁） 質疑がほかにありませんようでしたら、説明員の方ありがとうございました。退席していただきます。暫時休憩いたします。
（暫時休憩）
- 委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。説明委員が退席されて、ご意見のおありの方、挙手を願います。無いようでしたら、討論に移りたいと思えます。原案に反対する討論はありますか。ありませんか。原案に賛成する討論はありますか。
ないですね。なければこれで討論を終わらせていただきます。これより採決をいたします。議案第38号幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（なしの声多数。）
- 委員長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決いたしました。
これで、議案第38号幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の審査は終了いたします。なお、本件の報告書につきましては、委員長と副委員長に一任させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。
（異議なしの声多数。）
- 委員長（芳滝 仁） それではそのようにさせていただきます。

※このあと、道外研修について打ち合わせを行い、日程等については委員長、副委員長に任せることとし(10月中に実施する方針)とし、内容等については7月いっぱい各委員の意見を聞きながら、決めていく方向とした。

※所管事務については、介護保険に関する事項とし、時期については正副委員長に一任した。

(14 : 41 閉会)